審　査　基　準

平成３０年１月４日作成

法　　令　　名：　自動車の保管場所の確保等に関する法律
根　拠　条　項：　第６条第１項
処 分 の 概 要：　保管場所標章の交付
原権者（委任先）：　警察署長
法 令 の 定 め： ○　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則 第４条（保管場所標章の交付の手続） 第５条（保管場所標章の交付の手続）
審　査　基　準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：　第４条第1項の政令で定める書面を交付したとき、又は同項ただし書の政令で定める通知を行ったとき（保管場所標章交付可能）及び第５条の規定による届出を受理したときは、申請の当日中（行政庁の休日は含まない。）とする。
申　　請　　先：　保管場所の位置を管轄する警察署の交通課
問　合　せ　先：　交通部駐車対策課駐車対策第三係 電話　03-3581-4321　内線　7870-5642，3
備　　考：